



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	令和7年度神戸市包括外部監査契約の締結	監査事務局第1課	1
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第11条の2第1項第1号の規定に基づく事務の委託	福祉局監査指導部	3
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	4
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の辞退	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	11
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	12
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	13
告示	特定非営利活動法人の認定有効期間の更新	地域協働局地域活性課	14
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(長畑自治会等)	地域協働局地域活性課	15
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧	環境局環境保全課	17
告示	道路法による道路の供用開始(市道糞台91号線)	建設局道路管理課	19
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 名谷南主要緑道)	建設局道路管理課	20
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 有野台209～211号線)	建設局道路管理課	21
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 有野台72号線、有野町合併第136、151号線)	建設局道路管理課	22
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道神戸三田線、三木三田線)	建設局道路管理課	23
告示	神戸総合運動公園における公金の徴収に関する事務の委託	建設局公園部魅力創造課	24
告示	有料公園施設における使用料徴収業務の委託	建設局公園部管理課	25
告示	神戸総合運動公園サブ球場における使用料徴収業務の委託	建設局公園部管理課	26
告示	苔谷公園における有料公園施設使用料徴収業務の委託	建設局公園部管理課	27
告示	貸付料徴収事務の委託	文化スポーツ局スポーツ企画課	28
告示	神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設使用料等の収納事務委託1(水産部)	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場	29
告示	神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設の使用料等の収納事務委託2(青果部)	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場	30
告示	垂水漁港岸壁・物揚場に係る使用料の徴収事務	経済観光局農水産課	31
公告	神戸農業振興地域整備計画の変更に係る計画案の縦覧等	経済観光局農政計画課	32
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(唐櫃台住宅地地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	34

種類	件名	所管部署	ページ
公告	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	35
公告	神戸市名谷町社谷土地地区画整理組合の理事の住所変更	都市局地域整備推進課	36
水道局	水道局副局長等専決規程及び神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	37
監査委員	包括外部監査人松谷卓也の補助者	監査事務局第1課	87
監査委員	包括外部監査人松谷卓也の補助者	監査事務局第1課	88

神戸市告示第33号

令和7年度に係る包括外部監査契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和7年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「契約者」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

- (1) 契約者に支払うべき監査に要する費用の額は、基本費用の額に執務費用及び実費の額を加えた額とする。
- (2) 基本費用の額は、4,290,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。
- (3) 執務費用及び実費の額は、算定した金額の合計とし、13,061,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を上限とする。
- (4) 執務費用の額は、基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用の合計に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。この場合において、執務費用の額には、契約者及び法第252条の32第4項に規定する外部監査人補助者（以下単に「補助者」という。）の市内における旅行に係る交通費を含む。（執務費用の算定にあたっては、1人あたり総執務時間を7時間で割り戻したものを日数とし、1日未満の端数は切り捨てる。）
- (5) 基本執務費用の額は、契約者が監査を行うとともに監査の結果に関する報告を提出するために執務をした日数に82,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）を乗じて得た額とする。
- (6) 外部監査人補助者執務追加費用の額は、各補助者が契約者の監査の事務を補助した日数に、次に掲げる補助者の区分に応じそれぞれ定める額を乗じて得た額とする。

ア 弁護士又は公認会計士 68,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）

イ 税理士・会計士補等 52,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）

ウ ア及びイに掲げる者以外の者 20,000円(消費税、地方消費税額を含まない。)

- (7) 実費の額は、旅費の額に関係人出頭費用及び諸費用の額を加えた実費金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)とする。
- (8) 旅費の額は、契約者が監査のために出張(市域を離れて旅行をすることをいう。以下同じ。)をしたときの当該出張に要した費用の額及び補助者が契約者の監査の事務を補助するために出張をしたときの当該出張に要した費用の額を市職員の旅費の例により算定した額とする。
- (9) 関係人出頭費用の額は、契約者が法第252条の38第1項の規定により関係人の出頭を求めたときに、当該関係人の出頭に要した費用を本市における実費弁償の例により算定した額とする。
- (10) 諸費用の額は、前2号に掲げるもののほか、契約者が監査に要した費用として契約者が監査委員と協議して算定した額とする。

3 契約者の氏名及び住所

松 谷 卓 也

兵庫県西宮市松ヶ丘町14番23号

4 契約者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

当該業務の終了後に監査に要した費用の額を確定し、検査終了後に支払うものとする。

神戸市告示第58号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第11条の2第1項第1号の規定に基づき、同法第9条第1項、第10条第1項並びに第11条第1項及び第2項に規定する事務の一部を次のとおり委託するので、同法第11条の2第4項の規定により告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 事務所の名称及び所在地
名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号
- 2 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号
代表者 代表理事 長田 淳
- 3 委託開始予定年月日
令和7年4月8日
- 4 委託事務の内容
指定障害福祉サービス事業者に対する運営指導業務

令和7年4月15日 神戸市公報第3906号

神戸市告示第59号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
武田整形外科リハビリクリニック	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目10番17号	令和7年3月3日
二見クリニック	神戸市北区有野台6丁目19番8号	令和7年2月18日
医療法人 六然会 清水クリニック	神戸市兵庫区羽坂通4丁目2番26号	令和7年3月1日
KOBE KOBA CLINIC 内視鏡内科・大腸・肛門・乳腺外科	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目10番17号	令和7年3月1日
青志会まつだ歯科医院	神戸市兵庫区下沢通3丁目1番25号	令和7年3月1日
はつだ歯科クリニック	神戸市西区伊川谷町有瀬320番1号	令和7年3月1日
クローバーデンタルクリニック	神戸市西区糺台5丁目5番2号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 長田店	神戸市長田区長田町1丁目3番1号	令和7年3月1日
三鈴薬局	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目10番17号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 有野店	神戸市北区有野町有野1243番1号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 神戸店	神戸市中央区北長狭通5丁目6番6号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 魚崎店	神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番15号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 みかげ南店	神戸市東灘区御影本町4丁目9番17号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 神緑店	神戸市兵庫区荒田町3丁目11番19号	令和7年3月1日

令和7年4月15日 神戸市公報第3906号

阪神調剤薬局 元町店	神戸市中央区元町通1丁目9番5号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 神大店	神戸市中央区楠町6丁目13番24号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 三宮店	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目3番13号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 六甲道店	神戸市灘区森後町2丁目2番22号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 名谷店	神戸市須磨区西落合5丁目4番5号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 御影店	神戸市東灘区御影中町1丁目7番20号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 神鋼店	神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 青木店	神戸市東灘区北青木2丁目6番12号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 箕谷店	神戸市北区山田町下谷上字梅木谷41番4号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 からと店	神戸市北区唐櫃台2丁目2番16号	令和7年3月1日
甲南光薬局	神戸市東灘区本庄町3丁目10番2号	令和7年3月1日
ブレス薬局 神戸中央病院前店	神戸市北区惣山町5丁目9番5号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 灘東店	神戸市中央区上筒井通5丁目1番8号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 湊川店	神戸市兵庫区大井通1丁目1番27号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 大開店	神戸市長田区二番町3丁目1番	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 六甲ファーマシー店	神戸市灘区宮山町3丁目3番44号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 住吉川店	神戸市東灘区住吉本町3丁目4番15号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 新須磨店	神戸市須磨区衣掛町4丁目1番25号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 阪神センター店	神戸市東灘区魚崎西町2丁目3番3号	令和7年3月1日

阪神調剤薬局 三宮センター街店	神戸市中央区三宮町1丁目4番1号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 阪神センター大蔵谷店	神戸市西区伊川谷町有瀬池林682番地1	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 向洋町店	神戸市東灘区向洋町中7丁目1番5号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 神戸日赤前店	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番10号	令和7年3月1日
阪神調剤薬局 魚崎南町店	神戸市東灘区魚崎南町8丁目12番17号	令和7年3月1日
I & Hライフ本山薬局	神戸市東灘区本山南町6丁目10番28号	令和7年3月1日
訪問看護ステーションふぁみりあ	神戸市西区桜が丘中町5丁目9番2号	令和7年3月1日
西神そうあい歯科	神戸市西区糺台5丁目10番2号	令和7年4月1日
さの内科循環器クリニック	神戸市灘区深田町4丁目1番45号	令和7年4月1日
かしわぎ内科クリニック	神戸市兵庫区水木通5丁目1番2号	令和7年4月1日
日本調剤 三宮薬局	神戸市中央区磯上通7丁目1番23号	令和7年4月1日
サンドラッグCAREER 三宮オーパ薬局	神戸市中央区三宮町1丁目5番24号	令和7年4月1日
とよだ内科・内視鏡クリニック	神戸市中央区磯上通7丁目1番23号	令和7年4月1日
レディウエル神戸クリニック	神戸市中央区中町通2丁目1番16号	令和7年4月1日

神戸市告示第60号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定の辞退があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	辞退年月日
L I K I C L I N I C K O B E	神戸市中央区布引町 3 丁目 1 番 7 号	令和 7 年 3 月 16 日

神戸市告示第61号

次の指定医療機関について，生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により，当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので，生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 病院，診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休止年月日
h o m e 看護ステーション ハイ・にこ・ポン	神戸市北区有野町有野字宮の下927 番1号	令和7年4月15日

令和7年4月15日 神戸市公報第3906号

神戸市告示第62号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
武田整形外科リハビリクリニック	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目10番17号	令和7年3月2日
二見クリニック	神戸市北区有野台6丁目19番8号	令和7年2月17日
医療法人 六然会 清水クリニック	神戸市兵庫区羽坂通4丁目2番26号	令和7年2月28日
KOBE KOBA CLINIC 内視鏡内科・大腸・肛門・乳腺外科	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目10番17号	令和7年2月28日
青志会まつだ歯科医院	神戸市兵庫区下沢通3丁目1番25号	令和7年2月28日
はつだ歯科クリニック	神戸市西区伊川谷町有瀬320番1号	令和7年2月28日
クローバーデンタルクリニック	神戸市西区糺台5丁目5番2号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 長田店	神戸市長田区長田町1丁目3番1号	令和7年2月28日
三鈴薬局	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目10番17号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 有野店	神戸市北区有野町有野1243番1号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 神戸店	神戸市中央区北長狭通5丁目6番6号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 魚崎店	神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番15号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 みかげ南店	神戸市東灘区御影本町4丁目9番17号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 神緑店	神戸市兵庫区荒田町3丁目11番19号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 元町店	神戸市中央区元町通1丁目9番5号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 神大店	神戸市中央区楠町6丁目13番24号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 三宮店	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目3番13号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 六甲道店	神戸市灘区森後町2丁目2番22号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 名谷店	神戸市須磨区西落合5丁目4番5号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 御影店	神戸市東灘区御影中町1丁目7番20号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 神鋼店	神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号	令和7年2月28日

令和7年4月15日 神戸市公報第3906号

阪神調剤薬局 青木店	神戸市東灘区北青木2丁目6番12号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 箕谷店	神戸市北区山田町下谷上字梅木谷41番4号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 からと店	神戸市北区唐櫃台2丁目2番16号	令和7年2月28日
甲南光薬局	神戸市東灘区本庄町3丁目10番2号	令和7年2月28日
ミツバ薬局	神戸市北区惣山町5丁目9番5号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 灘東店	神戸市中央区上筒井通5丁目1番8号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 湊川店	神戸市兵庫区大井通1丁目1番27号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 大開店	神戸市長田区二番町3丁目1番	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 六甲ファーマシー店	神戸市灘区宮山町3丁目3番44号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 住吉川店	神戸市東灘区住吉本町3丁目4番15号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 新須磨店	神戸市須磨区衣掛町4丁目1番25号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 阪神センター店	神戸市東灘区魚崎西町2丁目3番3号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 三宮センター街店	神戸市中央区三宮町1丁目4番1号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 阪神センター大蔵谷店	神戸市西区伊川谷町有瀬池林682番地1	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 向洋町店	神戸市東灘区向洋町中7丁目1番5号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 神戸日赤前店	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番10号	令和7年2月28日
阪神調剤薬局 魚崎南町店	神戸市東灘区魚崎南町8丁目12番17号	令和7年2月28日
I & Hライフ本山薬局	神戸市東灘区本山南町6丁目10番28号	令和7年2月28日

神戸市告示第63号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
中西 貴久（宮内 整骨院）	中西 貴久	兵庫県尼崎市大庄西町 1 丁目 2 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日

神戸市告示第64号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
介護センターつるぎ	(新)神戸市長田区萩乃町2丁目4番8号 (旧)神戸市兵庫区御崎本町2丁目10番2号	株式会社 剣	神戸市長田区萩乃町2丁目4番8号	令和7年 2月1日	訪問介護 介護 予防訪問介護 訪問型サービス (独自)
ナイスケア	(新)神戸市兵庫区荒田町3丁目14番7号 (旧)神戸市兵庫区荒田町1丁目6番3号	合同会社 AKASHI	明石市大久保町高丘6丁目17番地の3	令和6年 8月1日	訪問介護 訪問 型サービス(独自) その他の 生活支援サービス(その他/定 率)

神戸市告示第65号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条 4 項の規定より、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる 介護事業所の名称	当該変更にかかる 介護事業所の 所在地	介護事業者 の名称	介護事業者の 主たる事務所 の所在地	休止年月 日	サービス種類
h o m e 看 護 s t a t i o n ハ イ・にこ・ポン	神戸市北区有野 町有野字宮の下 9 2 7 番 1 号	一般社団法 人神戸総合 支援センタ ーh e a r t	神戸市北区藤 原台南町三丁 目 9 番 1 2 号	令和 7 年 4 月 15 日	訪問看護 介護予防訪問 看護

神戸市告示第66号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人 S E E D S A s i a
代表者	ショウ ラジブ
所在地	神戸市東灘区岡本1丁目7番7-307号
目的	この法人は、主にアジアにおいて、環境問題の改善や防災並びに災害救援に関する事業を行い、これらの事業をととして、社会全体の持続可能な発展や人間の安全保障の確保に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和7年2月18日から令和12年2月17日まで）

神戸市告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、長畑自治会、桜塚自治会、
 広古自治会、岡自治会、老ノ口自治会、小寺自治会について、告示された事項に変更があった
 として届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	長畑自治会	桜塚自治会	広古自治会
主たる事務所	神戸市西区長畑町4番地の9	神戸市西区白水1丁目35番7号	神戸市西区岩岡町古郷1307番地の5
代表者の氏名	詫間 花帆	山岡 真澄	小山 善広
代表者の住所	神戸市西区長畑町15番地の9	神戸市西区白水1丁目35番7号	神戸市西区岩岡町古郷1204番地

名称	岡自治会	老ノ口自治会	小寺自治会
主たる事務所	神戸市北区長尾町宅原1248番地の1	神戸市西区神出町東847番地の1	神戸市西区伊川谷町小寺252番地
代表者の氏名	山中 定己	藤本 正博	植條 峰雄
代表者の住所	神戸市北区長尾町宅原72番地	神戸市西区神出町東946番地の2	神戸市西区伊川谷町小寺11番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 長畑自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	下山 芳洋	詫間 花帆
代表者の住所	神戸市西区長畑町7番地の16	神戸市西区長畑町15番地の9

(2) 桜塚自治会 令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区白水1丁目35番10号	神戸市西区白水1丁目35番7号
代表者の氏名	矢倉 保	山岡 真澄
代表者の住所	神戸市西区白水1丁目35番10号	神戸市西区白水1丁目35番7号

(3) 広古自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	村上 常治	小山 善広
代表者の住所	神戸市西区岩岡町古郷1309番地の5	神戸市西区岩岡町古郷1204番地

(4) 岡自治会

令和5年3月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	岡 博文	岡 義信
代表者の住所	神戸市北区長尾町宅原508番地	神戸市北区長尾町宅原1266番地

令和7年3月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	岡 義信	山中 定己
代表者の住所	神戸市北区長尾町宅原1266番地	神戸市北区長尾町宅原72番地

(5) 老ノ口自治会

令和3年1月10日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	長田 義春	西馬 忠彦
代表者の住所	神戸市西区神出町東1004番地	神戸市西区神出町東932番地の1

令和7年1月13日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西馬 忠彦	藤本 正博
代表者の住所	神戸市西区神出町東932番地の1	神戸市西区神出町東946番地の2

(6) 小寺自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	金月 将弥	植條 峰雄
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町小寺223番地	神戸市西区伊川谷町小寺11番地

神戸市告示第68 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東京都中央区日本橋 1 丁目 13 番 1 号

日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 代表取締役社長 右田 彰雄

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

神戸市東灘区住吉浜町 18 番地の 3

日鉄ケミカル&マテリアル株式会社

姫路製造所 機能樹脂製造部 機能樹脂神戸工場

(3) 特定施設に関する事項

ア 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1

第 33 号 合成樹脂製造業の用に供する施設 計 2 基

イ 縮合反応施設 2 基

ロ 水洗施設 1 基

イ 特定施設の概要

種 類		第 33 号（イ） 縮合反応施設		第 33 号（ロ） 水洗施設		第 33 号（イ） 縮合反応施設	
能 力		生産量 70kg/日		生産量 120kg/日		生産量 70kg/日	
基 数		1 基		1 基		1 基	
工事着手予定年月日		令和 7 年 7 月 1 日					
工事完成予定年月日		令和 7 年 7 月 20 日					
使用開始予定年月日		令和 7 年 7 月 21 日					
使用時間間隔		24 時間連続運転					
1 日当たりの使用時間		24 時間					
季節的変動の概要		なし					
汚水 の 汚染 状況	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	pH	6～8	4～9	6～8	4～9	6～8	4～9
	化学的酸素要求量 (mg/L)	12, 000	15, 000	12, 000	15, 000	12, 000	15, 000

汚水の 汚染 状況	生物化学的酸素要求 量 (mg/L)	8,000	10,000	8,000	10,000	8,000	10,000
	浮遊物質(mg/L)	80	100	80	100	80	100
	ノルマルヘキサン抽出物 (mg/L)	100	150	100	150	100	150
汚水量(m ³ /日)		0.15	0.2	0.05	0.1	0.2	0.3
その他参考となるべき事項							

- (4) 排出水の汚染状況及び量
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年4月15日から令和7年5月6日
(2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次の道路について令和7年4月16日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	糺台91号線	神戸市西区糺台5丁目9番5地先から	新	230.80	最大 14.50 最小 9.60
		神戸市西区糺台5丁目6番5地先まで	旧	236.70	最大 14.50 最小 7.80

神戸市告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年4月16日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	名谷南主要緑道	神戸市須磨区竜が台5丁目21番2地先から 神戸市須磨区竜が台3丁目14番1地先まで	393.30	最大 35.40 最小 4.20

神戸市告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年4月16日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月29日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	有野台209号線	神戸市北区有野町有野字南垣内 1741番38地先から 神戸市北区有野町有野字南垣内 1741番52地先まで	94.00	最大 6.00 最小 6.00
市道	有野台210号線	神戸市北区有野町有野字中通り 1773番1地先から 神戸市北区有野町有野字中通り 1773番35地先まで	206.70	最大 6.00 最小 6.00
市道	有野台211号線	神戸市北区有野町有野字南垣内 1741番47地先から 神戸市北区有野町有野字南垣内 1741番35地先まで	11.50	最大 4.00 最小 4.00

神戸市告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年4月16日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月29日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	有野台72号線	神戸市北区有野町有野字中通り1773番21地先から	新	35.10	最大 9.30 最小 9.30
		神戸市北区有野町有野字中通り1773番1地先まで	旧	35.10	最大 6.60 最小 5.90
市道	有野町合併第136号線	神戸市北区有野町有野字中通り1773番21地先から	新	153.60	最大 3.10 最小 2.80
		神戸市北区有野町有野字南垣内1746番3地先まで	旧	153.60	最大 2.40 最小 1.50
市道	有野町合併第151号線	神戸市北区有野町有野字南垣内1741番37地先から	新	13.10	最大 6.00 最小 4.90
		神戸市北区有野町有野字中通り1773番14地先まで	旧	13.10	最大 1.60 最小 1.60

神戸市告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年4月16日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月29日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	神戸三田線	神戸市北区道場町日下部字小深田207番2地先から 神戸市北区道場町塩田字上川西1953番30地先まで	新	240.20	最大 30.70 最小 12.22
			旧	240.20	最大 19.70 最小 6.80
県道	三木三田線	神戸市北区道場町日下部字町裡111番2地先から 神戸市北区道場町塩田字上川西1953番30地先まで	新	64.60	最大 30.70 最小 18.40
			旧	64.60	最大 19.70 最小 8.00

神戸市告示第74号

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54条）（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名 称 神戸総合運動公園グループ

代表者 公益財団法人神戸市公園緑化協会

理事長 鍵本 敦

(2) 事務所の所在地 神戸市須磨区緑台

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年2月27日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和7年3月31日

5 委託する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

(1) 使用料

7 連絡先

(1) 担当 神戸市建設局公園部魅力創造課

(2) 電話 078-595-6453

神戸市告示第75号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、深江浜公園、瀬戸公園、住吉公園、魚崎浜公園、住吉浜公園、大和公園、大倉山公園、遠矢浜公園、名谷公園、神戸総合運動公園(球技場及びテニスコートに限る)、本多聞南公園、舞子東海浜緑地、垂水健康公園、桜が丘中央公園、糀台公園及び高塚公園の有料公園施設使用料の徴収業務について、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市須磨区緑台

公益財団法人神戸市公園緑化協会

理事長 鍵本 敦

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、神戸総合運動公園サブ球場使用料の徴収業務について、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

大阪市西区千代崎3丁目北2番30号

オリックス野球クラブ株式会社

代表取締役社長 湊 通夫

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、苔谷公園の有料公園施設使用料の徴収業務について、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市垂水区舞子台4丁目1番1号

苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会

委員長 伊藤 美知子

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第78号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、惣山暫定少年グラウンドの貸付料の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号

神戸電鉄グループ共同事業体

代表者 神戸電鉄株式会社

代表取締役社長 井波 洋

2 委託年月日

令和7年4月1日

神戸市告示第79号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で水産物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市東灘区深江浜町1番地の1

神戸市東部水産物卸売協同組合

代表者 理事長 村上 義國

2 委託年月日

令和7年4月1日

神戸市告示第80号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、
神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で青果物仲卸業者の使用に係るもの
の使用料等の収納事務等を次のとおり委託したので、同条第2項の規定
により告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市東灘区深江浜町1番地の1

神戸東部青果卸売協同組合

代表者 理事長 後藤 雅弘

2 委託年月日

令和7年4月1日

神戸市告示第81号

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により、垂水漁港岸壁・物揚場に係る使用料の徴収事務を次の者に委託したので告示する。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

委託先住所：神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

氏名：神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 山田 智昭

委託期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市公告

神戸農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該変更に係る神戸農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、令和7年4月2日の翌日から起算して15日間（令和7年4月17日まで）神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

なお、上記の縦覧期間中に神戸市民は同法第11条第2項に基づき神戸農業振興地域整備計画案に対して、神戸市に意見書を提出することができます。

また、神戸農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第11条第3項に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和7年4月17日の翌日から起算して15日以内（令和7年5月2日まで）に神戸市までこれを申し出ることができます。

令和7年4月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、電話による意見は受け付けません。なお、令和7年4月3日から令和7年4月17日までに提出するものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできません。

イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事業所の所在を記載してください。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合があります。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、神戸農業振興地域整備計画の公告時に、意見の要旨とその処理方法を併せて公告します。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ神戸農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとします。なお、その際には、神戸農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表します。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、縦覧完了日の翌日（令和7年4月18日）から令和7年5月2日までに提出するものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこととします。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・ 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・ 異議申出に係る農用地利用計画の案
- ・ 異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・ 異議申出の趣旨及び理由
- ・ 神戸市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・ 異議申出の年月日

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
唐櫃台住宅地地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市北区唐櫃台1丁目911番 他
- 3 縦覧期間
令和7年4月8日から同年5月8日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和7年4月15日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第 R 6 - 13号	令和7年3月31日	神戸市長田区五位ノ池 町1丁目4番4、4番 14、4番6	15.00	4.20

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、神戸市名谷町社谷土地区画整理組合から理事の住所変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和7年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

理事の氏名及び住所

氏 名	松本 桂依
旧住所	神戸市垂水区桃山台6丁目3番地の2 ルイーズ桃山201号
新住所	神戸市垂水区みずき台34番6号

水道局副局長等専決規程及び神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年4月8日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第1号

水道局副局長等専決規程及び神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程
(水道局副局長等専決規程の一部改正)

第1条 水道局副局長等専決規程(昭和35年7月水道管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、水道局の副局長、<u>部長</u>、課長及び事業所長(以下「副局長等」という。)が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、水道局の副局長、<u>担当部長</u>、<u>課長</u>、<u>担当課長</u>及び事業所長(以下「副局長等」という。)が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

改正後							改正前						
別表第1							別表第1						
人事関係事務							人事関係事務						
決裁区分 決裁事項	副局長共通	部長、第1 類事業所長 共通	経営企画課 課長（業務 改革担当）	経営企画課 課長（総務 事務担当）	課長、第2 類事業所長 共通	備考	決裁区分 決裁事項	副局長共通	部長、第1 類事業所長 共通	経営企画課 課長（業務 改革担当）	経営企画課 課長（総務 事務担当）	課長、第2 類事業所長 共通	備考
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
休業 の承認	育児 休業			[略]			休業 の承認	育児 休業			[略]		
	部分 休業	課長	課長			係長以下		部分 休業					
	自己 啓発 等休業			[略]				自己 啓発 休業			[略]		
	配偶 者同行 休業			[略]				配偶 者休業			[略]		
	[略]			[略]				[略]			[略]		
	育児短時間 勤務制度			[略]				育児短時間 勤務			[略]		
	サービス の付与	[略]	[略]			[略]		サービス の付与	[略]	[略]			[略]
													課長の長期 にわたるも のについて

	欠 勤 の 承 認	[略]	[略]			[略]	
	勤 務 命 令 (時 間 外・休 日等)	[略]	[略]			[略]	
	旅 行 命 令	[略]	[略]			[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	
[略]	[略]			[略]			
(注) この表（決裁区分の項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 課長 課長、第2類事業所長その他これらに準ずるもの 2 [略]							

	欠 勤 の 承 認	[略]	[略]			[略]	は、局長の承認を受け ること。
	勤 務 命 令 (時 間 外・休 日等)	[略]	[略]			[略]	
	旅 行 命 令	[略]	[略]			[略]	海外旅行命令については、局長決裁とすること。
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	
[略]	[略]			[略]			
(注) この表（決裁区分の項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 課長 課長及び事業所長（課長級） 2 [略] 3 事務取扱の場合においては、その職員本来の級を適用する。							

別表第 2

財務関係事務

2－1 支出決定

決裁 事項	区分	専決範 囲	決裁区分											備考
			特定 副局長 （当該区 分の適用 について は年度ご とに管理 者が定め る）	副局長 （当該区 分の適用 について は年度ご とに管理 者が定め る）	副局長 （水道技 術管理 者）	部長 （水道技 術管理 者）	特定 課長 （水道技 術管理 者）	課長 （水道技 術管理 者）	第1 類事業所 長（当該 事業所の 適用につ いては年 度ごとに 管理者が 定める）	第2 類事業所 長（当該 事業所の 適用につ いては年 度ごとに 管理者が 定める）	合議	特定 職		
共 済 費 又 は 社 会 保 険料		〔略〕						〔略〕					経 営 企 画 課 課 長（業 務 改 革 担 当）	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕 〕	〔略〕 〕	〔略〕 〕	〔略〕 〕	〔略〕 〕	〔略〕 〕	〔略〕 〕	〔略〕 〕	〔略〕 〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

別表第 2

財務関係事務

2－1 支出決定

決 裁 事 項	区 分	専 決 範 囲	決 裁 区 分											備 考
			特 定 副 局 長 （ 当 該 区 分 の 適 用 に つ い て は 年 度 ご と に 管 理 者 が 定 め る ）	副 局 長 共 通 （ 当 該 区 分 の 適 用 に つ い て は 年 度 ご と に 管 理 者 が 定 め る ）	副 局 長 （ 水 道 技 術 管 理 者 ）	部 長 共 通	特 定 課 長 等	課 長 等 共 通	第 1 類 事 業 所 長 共 通	第 2 類 事 業 所 長 共 通	合 議	特 定 職		
共 済 費 又 は 社 会 保 険 料		〔 略 〕						〔 略 〕					課 長 （ 業 務 改 革 担 当 ）	
〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕

[illegible]

									[略]	[略]			
		[略]	[略]		[略]				[略]	[略]			
調達	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他（管理者が指定するもの以外）	[略]		[略]							[略]		1300万円を超え
		[略]				[略]		[略]					るものについては経理契約（営企画に求てう契をいう。以下同じ。）を要する。
		[略]					[略]	[略]					

									[略]	[略]			
		[略]	[略]		[略]				[略]	[略]			
調達	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他（管理者が指定するもの以外）	[略]		[略]							[略]		160円を超え
		[略]					[略]		[略]				るものについては経理契約（営企画に求てう契をいう。以下同じ。）を要する。
		[略]						[略]	[略]				

[illegible]

[illegible]

消 耗 品、印 刷 製 本、原 材 料、 備 品 そ の 他 （ 管 理 者 が 指 定 す る も の）	400万円	[略]									「 管 理 者 が 指 定 す る も の」と は、災 害 応 急 に 関 す る も の、新 聞 及 び 地 方 公 営 企 業 法 施 行 令（昭 和 2 2 年 政 令 第 4 03号） 第 2 1 条 の 1 3 第 1 項 第 3 号 及 び
	超										
	400万円					[略]		[略]			
	以下										
	300万円					[略]		[略]			
	以下										
消 耗 品、印 刷 製 本、原 材 料、 備 品 そ の 他 （ 管 理 者 が 指 定 す る も の）	200万円	[略]									「 管 理 者 が 指 定 す る も の」と は、災 害 応 急 に 関 す る も の、新 聞 及 び 地 方 公 営 企 業 法 施 行 令（昭 和 2 2 年 政 令 第 4 03号） 第 2 1 条 の 1 4 第 1 項 第 3 号 及 び
	超										
	200万円							[略]		[略]	
	以下										
	160万円							[略]		[略]	
	以下										

														第 4 号 の 規 定 に 基 づ く 契 約 を い う。
		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]					
		一 般 使 用 料 等 (電 子 計 算 機 上 で 使 用 す る ソ フ ト ウ ェ ア に 係 る も の)	[略]		[略]									300万 円 を 超 え る も の に つ て は 経 理 契 約 を 要 す る
			[略]				[略]							
														第 4 号 の 規 定 に 基 づ く 契 約 を い う。
		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]					
		一 般 使 用 料 等 (電 子 計 算 機 上 で 使 用 す る ソ フ ト ウ ェ ア に 係 る も の)	[略]		[略]									160万 円 を 超 え る も の に つ て は 経 理 契 約 を 要 す る
			[略]				[略]							

請負 （工事 は製造）	単価	[略]		[略]							[略]		400万
	（工契約			]									円を
	事又工事	[略]				[略]			[略]				超えるも
	は製造以外	[略]						[略]		[略]	[略]		のについては経理契約を要する。
		[略]	[略]					[略]	[略]	[略]			[略]
請負 （その他）	管理	[略]		[略]							[略]		1 2
	（そ者が			]									0 0 万
	指定する	[略]				[略]			[略]				円を
	もの及び修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は改修	[略]						[略]		[略]			超えるもの（管理者が指定するものを除く）については経理契
請負 （工事 は製造）	単価	[略]		[略]							[略]		250万
	（工契約			]									円を
	事又工事	[略]							[略]		[略]		超えるも
	は製造以外	[略]									[略]	[略]	のについては経理契約を要する。
		[略]	[略]						[略]		[略]	[略]	[略]
請負 （その他）	管理	[略]		[略]								[略]	1 1
	（そ者が			]									0 0 万
	指定する	[略]				[略]			[略]		[略]		円を
	もの及び修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は改修	[略]						[略]			[略]	[略]	超えるもの（管理者が指定するものを除く）については経理契

		に 係												約 を			に 係										約 を		
		る も												要 す			る も										要 す		
		の) 以												2			の) 以										2		
		外															外												
		管 理	400万円		[略									「 管			管 理	200万円		[略							「 管		
		者 が	超		]									理 者			者 が	超		]							理 者		
		指 定	400万円					[略			[略			が 指			指 定	200万円					[略			[略	が 指		
		す る	以下					]			]			定 す			す る	以下					]			]	定 す		
		もの	200万円								[略			る も			もの	100万円								[略	る も		
			以下								]			の)」と				以下								の)」と			
													は、災												は、災				
													害 応												害 応				
													に す												に す				
													る も												る も				
													の、単												の、単				
													価 協												価 協				
													定 事												定 事				
													項 並												項 並				
													び に												び に				
													地 方												地 方				
													公 営												公 営				
													企 業												企 業				
													法 施												法 施				
													行 令												行 令				
													第 2 1												第 2 1				
													条 の 1												条 の 1				
													3 第 1												4 第 1				
													項 第												項 第				

													3号及び第4号の規定による契約に基づき提供する役の金という。													3号及び第4号の規定による契約に基づき提供する役の金という。	
		修繕料（建築物、設備又は建築物の保繕又は改修に係る	400万円以下 200万円以下 [略]	[略]									1修繕料（建築物、設備又は建築物の保繕又は改修に係る			修繕料（建築物、設備又は建築物の保繕又は改修に係る	250万円以下 150万円以下 [略]	[略]								1修繕料（建築物、設備又は建築物の保繕又は改修に係る	

[illegible]

の借者が 入れ指定 するもの 以外			]									[略]
	[略]					[略]			[略]			2 1 5 0 万
	[略]							[略]	[略]			円を 超える ものにつ いては経 理契約を 要する。
	管 理 者 が 指 定 する もの	400万円 超		[略]								1 [略]
		400万円 以下				[略]			[略]			2 「管 理者が 指定す るもの 」とは、 災害に 関する もの、 単価協
		150万円 以下						[略]	[略]			
の借者が 入れ指定 するもの 以外												[略]
	[略]								[略]			2 8 0 万 円
	[略]									[略]	[略]	を 超 え る も の に つ い て は 経 理 契 約 を 要 す る。
	管 理 者 が 指 定 する もの	200万円 超		[略]								1 [略]
		200万円 以下						[略]		[略]		2 「管 理者が 指定す るもの 」とは、 災害に 関する もの、 単価協
		100万円 以下								[略]	[略]	

[illegible]

不 動 管 理 産 の 者 が 借 入 指 定 れ す る も の 以 外	500万円 以下	[略]							経 営 企 画 課 長 経 由 副 局 長 に 合 議 す る こ と。		[略]	不 動 管 理 産 の 者 が 借 入 指 定 れ す る も の 以 外	500万円 以下	[略]							課 長 (活 用 担 当) 経 由 副 局 長 に 合 議 す る こ と。		[略]			
	管 理 者 が 指 定 す る も の	400万円 超	[略]							経 営 企 画 課 長 経 由 副 局 長 に 合 議 す る こ と。			[略]	管 理 者 が 指 定 す る も の	200万円 超	[略]								課 長 (活 用 担 当) 経 由 副 局 長 に 合 議 す る こ と。		[略]
	400万円 以下					[略]		[略]		経 営 企 画			200万円 以下					[略]		[略]		課 長 (活				
	200万円 以下						[略]		[略]	課 長 に 合 議 す る こ と。			100万円 以下						[略]		[略]	用 担 当) に 合 議 す る こ と。				
不 動 産 若	[略]	[略]							経 営 企 画		[略]	不 動 産 若	[略]	[略]								課 長 (活		[略]		

し く は 地 上 権、 地 役 権 そ の 他 こ れ に ず 準 る 権 の 利 得 取 は 又 地 借 権 係 る 補 償											課 長 経 由 副 局 長 に 合 議 す る こと。		
	負 担 金、補 助 金、 交 付 金、奨 励 金 そ の 他 こ れ に 類 す る も の	[略]		[略]							[略]		[略]
		[略]				[略]		[略]		[略]			
		200 万 円 以 下						[略]		[略]			
し く は 地 上 権、 地 役 権 そ の 他 こ れ に ず 準 る 権 の 利 得 取 は 又 地 借 権 係 る 補 償											用 担 当) 経 由 副 局 長 に 合 議 す こ と。		
	負 担 金、補 助 金、 交 付 金、奨 励 金 そ の 他 こ れ に 類 す る も の	[略]		[略]							[略]		[略]
		[略]						[略]		[略]			
		100 万 円 以 下								[略]		[略]	

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注) [略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注) [略]

2－2 収入決定

決裁 事項	専決 範囲	決裁区分											備考
		特 定 副 局 長 （ 当 該 区 分 の 適 用 に つ い て は 年 度 ご と に 管 理 者 が 定 め る ）	副 局 長 共 通 （ 当 該 区 分 の 適 用 に つ い て は 年 度 ご と に 管 理 者 が 定 め る ）	副 局 長 （ 水 道 技 術 管 理 者 ）	部 長 共 通	特 定 課 長 等	課 長 等 共 通	第 1 類 事 業 所 長 共 通	第 2 類 事 業 所 長 共 通	合 議	特 定 職		
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
売 却 （ 物 品 そ の 他 ）	全 て （ 工 水 会 計 に 売 却 す る 貯 蔵 品 ）						〔略〕					配 水 課 長	1 ～
												又 は	3
												給 水	〔略〕
												課 長	4
													1 0 0
	万 円												
	を 超 え る												

2－2 収入決定

決裁 事項	専決 範囲	決裁区分											備考
		特 定 副 局 長 共 通 （ 当 該 区 分 の 適 用 に つ い て は 年 度 ご と に 管 理 者 が 定 め る ）	副 局 長 共 通 （ 当 該 区 分 の 適 用 に つ い て は 年 度 ご と に 管 理 者 が 定 め る ）	副 局 長 （ 水 道 技 術 管 理 者 ）	部 長 共 通	特 定 課 長 等	課 長 等 共 通	第 1 類 事 業 所 長 共 通	第 2 類 事 業 所 長 共 通	合 議	特 定 職		
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
売却 （ 物 品 そ の 他 ）	全 て （ 工 水 会 計 に 売 却 す る 貯 蔵 品 ）						〔略〕					配 水 課 長	1 ～ 3 〔略〕 4 50万 円を 超え るも

													もの （法 令等 により金額が定まっているもの及び生産品を除く）については経理契約を要する。	
		[略]		[略]			[略]		[略]	[略]	[略]			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	不 動 産 の 貸付	500万 円 以 下		[略]							経 営 企 画 課 長		[略]	
													の （法 令等 により金額が定まっているもの及び生産品を除く）については経理契約を要する。	
		[略]		[略]			[略]		[略]	[略]	[略]			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	不 動 産 の 貸付	500万 円 以 下		[略]							[略]		[略]	

[illegible]

	下										るこ と。		
寄附 の収 受（負 担付 きで ない もの） （不 動産）	[略]		[略]								経営 企画 課長 經由 副局 長に 合議 する こと		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

（注） [略]

	下										する こと。		
寄附 の収 受（負 担付 きで ない もの） （不 動産）	[略]		[略]								課長 （活 用担 当）經 由副 局長 に合 議す ること		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

（注） [略]

2－3 その他

決裁 事項	専決 範囲	決裁区分											備考
		特 定 副 局 長 （ 当 該 区 分 適 用 に つ い て は 年 度 と 管 理 者 が 定 め る）	副 局 長 共 通 （ 当 該 区 分 適 用 に つ い て は 年 度 と 管 理 者 が 定 め る）	副 局 長 （ 水 道 技 術 管 理 者）	部 長 共 通	特 定 課 長 等	課 長 等 共 通	第 1 類 事 業 所 長 共 通	第 2 類 事 業 所 長 共 通	合 議	特 定 職		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
予 算 の 流 節 用	[略]		[略]	[略]								[略]	
							[略]		[略]				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

2－3 その他

決裁 事項	専決 範囲	決裁区分											備考
		特 定 副 局 長 （ 該 区 分 適 用 に い て は 年 度 と 管 理 者 が 定 め る）	副 局 長 共 通 （ 該 区 分 適 用 に い て は 年 度 と 管 理 者 が 定 め る）	副 局 長 （ 水 道 技 術 管 理 者）	副 局 部 長 共 通	特 定 課 長 等	課 長 共 通	第 1 類 事 業 所 長 共 通	第 2 類 事 業 所 長 共 通	合 議	特 定 職		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
予 算 の 流 節 用	[略]		[略]	[略]							[略]		
							[略]		[略]	経 営			
										企 画			
										課 長			
										に 合			
										議 す			
										る こ			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

物 品 の 借 入 れ （ 支 出 を 下 伴 わ な い も の ）	150万	[略]						[略]			[略]
	円 超										
	150万										
	円 以 下										
物 品 の 借 入 れ （ 支 出 を 下 伴 わ な い も の ） （ 管 理 者 が 指 定 す る も の ）	400万	[略]					[略]	[略]			1 [略] 2 「 管 理 者 が 指 定 す る も の 」と は、災 害 応 急 に 関 す る も の、単 価 協 定 事 項 並 び に 地 方
	円 超										
	400万										
	円 以 下										
物 品 の 借 入 れ （ 支 出 を 下 伴 わ な い も の ） （ 管 理 者 が 指 定 す る も の ）	150万	[略]					[略]	[略]			
	円 以 下										
	150万										
	円 以 下										
物 品 の 借 入 れ （ 支 出 を 下 伴 わ な い も の ） （ 管 理 者 が 指 定 す る も の ）	8 0 万	[略]						[略]	[略]		[略]
	円 超										
	8 0 万										
	円 以 下										
物 品 の 借 入 れ （ 支 出 を 下 伴 わ な い も の ） （ 管 理 者 が 指 定 す る も の ）	200万	[略]					[略]	[略]			1 [略] 2 「 管 理 者 が 指 定 す る も の 」と は、災 害 応 急 に 関 す る も の、単 価 協 定 事 項 並 び に 地 方
	円 超										
	200万										
	円 以 下										
物 品 の 借 入 れ （ 支 出 を 下 伴 わ な い も の ） （ 管 理 者 が 指 定 す る も の ）	100万	[略]					[略]	[略]			
	円 以 下										
	100万										
	円 以 下										

												公 営 企 業 法 施 行 令 第 2 1 条 の 1 3 第 1 項 第 3 号 及 び 第 4 号 の 規 定 に よ る 契 約 に 基 づ き 提 供 を 受 け る 物 品 の 借 入 を いう。	
物 品 の 貸 付 （ 収	400万 円 超 400万 円 以		[略]									[略]	

												公 営 企 業 法 施 行 令 第 2 1 条 の 1 4 第 1 項 第 3 号 及 び 第 4 号 の 規 定 に よ る 契 約 に 基 づ き 提 供 を 受 け る 物 品 の 借 入 を いう。	
物 品 の 貸 付 （ 収	200万 円 超 200万 円 以		[略]									[略]	

入を伴わないもの)	下											
	200万円以下						[略]		[略]			
不動産の借入れ（支出を伴わないもの)	[略]		[略]							経営企画課長		
										経由副局長に合議すること。		
不動産の借入れ（支出を伴わないもの)	400万円超		[略]							経営企画課長		[略]
										経由副局長に合議すること。		
(管理者が指定す	400万円以下					[略]			[略]	経営企画課長		
	200万円以下						[略]		[略]	に合		

入を伴わないもの)	下											
	100万円以下						[略]		[略]			
不動産の借入れ（支出を伴わないもの)	全て		○								課長(活用担当)経由副局長に合議すること。	
不動産の借入れ（支出を伴わないもの)	200万円超		[略]								課長(活用担当)経由副局長に合議すること。	[略]
(管理者が指定す	200万円以下					[略]			[略]		課長(活用担当)に	
	100万円以下						[略]		[略]			

不 動 産 の 貸 付 （ 収 入 を 伴 わ な い も の ）	る も 円 以 下									議 す る こ と。			不 動 産 の 貸 付 （ 収 入 を 伴 わ な い も の ）	る も 円 以 下										合 議 す る こ と。		
	[略]		[略]							経 営	1			[略]		[略]								課 長		管 理
										企 画	副 局													（ 活		者 の
										課 長	長 共													用 担		決 裁
										経 由	通 の													当）経		を 受
										副 局	区 分													由 副		け る
										長 に	が 適													局 長		こ と。
										合 議	用 さ													に 合		
										す る	れ な													議 す		
										こ と。	い 場													る こ		
											合 は、													と。		
											管 理															
										者 の																
										決 裁																
										を 受																
										け る																
										こ と。																
										2																
										金 額																
										は、賃																
										料 の																
										年 額																
										又 は																
										総 額																
										を 表																
										す。賃																
										料 が																

[illegible]

[illegible]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

														他 こ れ に す る も の 設 置 た め の も の 及 び 時 的 な 材 料 場 の た め の も の を い う。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

2－4 契約

決裁 事項	区分	専決範 囲	決裁区分									特定 職	備考
			特定 副局長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	副局長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	副局長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	部長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	特定 課長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	課長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	第1 類事 業所 長共 通	第2 類事 業所 長共 通	合議		
調達	消耗 品、印 刷製 本、原 材料、 備品そ の他 （管理 者が指 定する もの以	〔略〕	〔略〕									〔略〕	300万
			〕										円を
		〔略〕					〔略〕					〔略〕	超え
		300万円 以下						〔略〕		〔略〕			るもの につい ては経 理契約 を要す る。

2－4 契約

決裁 事項	区分	専決範 囲	決裁区分									特定 職	備考
			特定 副局長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	副局長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	副局長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	部長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	特定 課長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	課長 （当該 区分の 適用に ついて は年度 ごとに 管理者 が定め る）	第1 類事 業所 長共 通	第2 類事 業所 長共 通	合議		
調達	消耗 品、印 刷製 本、原 材料、 備品そ の他 （管理 者が指 定する もの以	〔略〕	〔略〕									〔略〕	160万
													円を
		〔略〕						〔略〕				〔略〕	超え
		160万円 以下							〔略〕	〔略〕			るもの につい ては経 理契約 を要す る。

[illegible][illegible]

													第 4 号 の 規 定 に よ る 契 約 に 基 づ く 契 約 を いう。	
		[略]	[略]	[略]				[略]	[略]		[略]	[略]		
	一 般 使 用 料 等 (電 子 計 算 機 上 で 使 用 す る ソ フ ト ウ ェ ア に 係 る も の)	[略]	[略]								[略]	300万	円 を 超 え る も の に つ い て は 経 理 契 約 を 要 する。	
		[略]						[略]				[略]		
		300万円 以下							[略]	[略]				
請 負 (工 事 又 は 製 造)		[略]	[略]								[略]	1 , 2	[略] 3 4 0 0 万 円 を	
		[略]						[略]				[略]		
		400万円							[略]	[略]				
		以下								[略]	[略]			

													第 4 号 の 規 定 に よ る 契 約 に 基 づ く 契 約 を いう。		
		[略]	[略]	[略]						[略]	[略]		[略]	[略]	
	一 般 使 用 料 等 (電 子 計 算 機 上 で 使 用 す る ソ フ ト ウ ェ ア に 係 る も の)	[略]	[略]										[略]	160万	円 を 超 え る も の に つ い て は 経 理 契 約 を 要 する。
		[略]							[略]				[略]		
		160万円 以下								[略]	[略]				
請 負 (工 事 又 は 製 造)		[略]	[略]										[略]	1 , 2	[略] 3 2 5 0 万 円 を
		[略]							[略]				[略]		
		250万円								[略]	[略]				
		以下									[略]	[略]			

[illegible]

			以下						]		]			物・設				以下							]		]			物・設
修繕料 (建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るものの)	400万円		[略]											備又は構築物の保繕又は小改修に係るものを除く)	3「管理者が指定するもの」とは、災害急に関するもの、単価協定事項など			250万円		[略]									備又は構築物の保繕又は小改修に係るものを除く)	3「管理者が指定するもの」とは、災害急に関するもの、単価協定事項など
	以下		]											は構築物の保繕又は小改修に係るものを除く)				以下		]									は構築物の保繕又は小改修に係るものを除く)	
	200万円				[略]				[略]				物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの)				150万円				[略]				[略]			物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの)		
	以下				]				]				構築物の保繕又は小改修に係るもの)				以下				]				]			構築物の保繕又は小改修に係るもの)		
	100万円							[略]		[略]			構築物の保繕又は小改修に係るもの)				100万円								[略]		[略]	構築物の保繕又は小改修に係るもの)		
	以下																	以下												

び に
地 方
公 営
企 業
法 施
行 令
第 2 1
条 の 1
3 第 1
項 第
3 号
及 び
第 4
号 の
規 定
に よ
る 契
約 に
基 づ
き 提
供 を
受 け
る 役
務 の
料 金
を い
う。
4
修 繕

び に
地 方
公 営
企 業
法 施
行 令
第 2 1
条 の 1
4 第 1
項 第
3 号
及 び
第 4
号 の
規 定
に よ
る 契
約 に
基 づ
き 提
供 を
受 け
る 役
務 の
料 金
を い
う。
4
修 繕

[illegible]

[illegible]

謝金 その他 これら に類 する もの		[略]		[略]			[略]				[略]			
		200万円					[略]		[略]					
		以下												
物品の 借入れ	管理者 が指定 するもの 以外	[略]	[略]					[略]					[略]	1 ～ 3
		150万円						[略]		[略]			[略]	4 1
		以下												5 0 万
														円を 超える もの につ いて は 経 理 契 約 を 要 す る。
	管理者 が指定 するもの	400万円		[略]										1, 2
		超												[略]
		400万円					[略]		[略]					3
		以下												「管 理者
		150万円						[略]		[略]				
謝金 その他 これら に類 する もの		[略]		[略]			[略]			[略]				
		100万円										[略]	[略]	
		以下												
物品の 借入れ	管理者 が指定 するもの 以外	[略]	[略]					[略]					[略]	1 ～ 3
		80万円											[略]	4 8
		以下												0 万 円
														を 超 える もの につ いて は 経 理 契 約 を 要 す る。
	管理者 が指定 するもの	200万円		[略]										1, 2
		超												[略]
		200万円								[略]		[略]		3
		以下												「管 理者
		100万円											[略]	

			以下						]		]		が 指 定 す る も の」と は、災 害 応 急 に 関 す る も の、単 価 協 定 事 項 並 び に 地 方 公 営 企 業 法 施 行 令 第 2 1 条 の 1 3 第 1 項 第 3 号 及 び 第 4 号 の 規 定 に よ				以下						]		]		が 指 定 す る も の」と は、災 害 応 急 に 関 す る も の、単 価 協 定 事 項 並 び に 地 方 公 営 企 業 法 施 行 令 第 2 1 条 の 1 4 第 1 項 第 3 号 及 び 第 4 号 の 規 定 に よ	
--	--	--	----	--	--	--	--	--	---	--	---	--	---	--	--	--	----	--	--	--	--	--	---	--	---	--	---	--

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

他 こ れ に 準 ず る 権 利)												こ と。 		
不 動 産 若 し く は 地 上 権、 地 役 権 の 他 こ れ に 準 ず る 権 の 得 又 は 借 権 に 係 る 補 償		[略]	[略]	[略]									[略]	[略]
		2,000万 円以下					[略]						経 営 企 画 課 長	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

他 こ れ に 準 ず る 権 利)														す る こ と。 		
不 動 産 若 し く は 地 上 権、 地 役 権 の 他 こ れ に 準 ず る 権 の 得 又 は 借 権 に 係 る 補 償		[略]	[略]	[略]											[略]	[略]
		2,000万 円以下											[略]		課 長 (活 用 担 当)	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表第 3

その他の事務

区分	決裁事項
[略]	[略]
部長共通（第1類事業所長を含む）	[略]
[略]	[略]
経営企画課長	1 文書の整理、編さん及び保存の総括的管理に関すること。 2 不動産の登記に関すること。
[略]	[略]
配水課長	1 [略] 2 貯蔵品に関すること。
給水課長	1～7 [略] 8 貯蔵品に関すること。（配水課の所管に属するものを除く。）
浄水統括事務所課長（電気担当）	貯、浄、配水施設（配水課の所管に属する施設を除く。）の電気設備の修理に関すること。
浄水統括事務所課長（機械担当）	貯、浄、配水施設（配水課の所管に属する施設を除く。）の機械設備の修理に関すること。
[略]	[略]

（注） [略]

別表第 3

その他の事務

区分	決裁事項
[略]	[略]
部長共通（第1類事業所長を含む）	[略]
[略]	[略]
経営企画課長	文書の整理、編さん及び保存の総括的管理に関すること。
経営企画課長（活用担当）	不動産の登記に関すること。
[略]	[略]
配水課長	1 [略] 2 貯蔵品の総括に関すること。
配水課課長（給水担当）	1～7 [略]
浄水統括事務所課長（設備担当）	貯、浄、配水施設（配水課の所管に属する施設を除く。）の設備の修理に関すること。
[略]	[略]

（注） [略]

(神戸市水道局契約規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局契約規程(昭和39年4月水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(契約締結の手続) 第19条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書を省略し請書を提出させることができる。 (1) <u>第21条の3の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める金額</u>以下の契約をするとき。 (2)～(6) [略] 3、4 [略] (随意契約) 第21条の3 令第21条の13第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価	(契約締結の手続) 第19条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書を省略し請書を提出させることができる。 (1) <u>契約金額が100万円</u>以下の契約をするとき。 (2)～(6) [略] 3、4 [略] (随意契約) 第21条の3 令第21条の13第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価

格の額を超えないものとする。

契約の種類	額
(1) 工事又は製造の請負	<u>400万円</u>
(2) 財産の買入れ	<u>300万円</u>
(3) 物件の借入れ	<u>150万円</u>
(4) 財産の売払い	<u>100万円</u>
(5) 物件の貸付け	<u>50万円</u>
(6) 前各号に掲げるものの以外のもの	<u>200万円</u>

2 ～ 5 [略]

(一般競争入札に係る公告の特例)

第21条の7 特定調達契約に係る一般競争入札の公告に限り、第6条の規定の適用については、同条中「10日（急施を要する場合は、5日）」とあるのは、「40日（急施を要する場合は10日）」とする。

2 [略]

格の額を超えないものとする。

契約の種類	額
(1) 工事又は製造の請負	<u>250万円</u>
(2) 財産の買入れ	<u>160万円</u>
(3) 物件の借入れ	<u>80万円</u>
(4) 財産の売払い	<u>50万円</u>
(5) 物件の貸付け	<u>30万円</u>
(6) 前各号に掲げるものの以外のもの	<u>100万円</u>

2 ～ 5 [略]

(一般競争入札に係る公告の特例)

第21条の7 特定調達契約に係る一般競争入札の公告に限り、第6条の規定の適用については、同条中「10日（急施を要する場合は、5日）」とあるのは、「40日（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札による場合であって、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を定めたときは24日、急施を要する場合は10日）」とする。

2 [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による水道局副局長等専決規程及び神戸市水道局契約規程の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。

ただし、前段に関わらず、第1条の規定中水道局副局長等専決規程別表第2財務関係事務2-1支出決定の調達のうち消耗品、印刷製本、原材料、備品その他（管理者が指定するもの）の備考欄の改正規定、請負（その他）のうち管理者が指定するもの及び修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）以外並びに管理者が指定するものの備考欄第2項の改正規定並びに物品の借入のうち管理者が指定するものの備考欄第2項の改正規定、別表第2財務関係事務2-3その他の物品の借入れ（支出を伴わないもの）（管理者が指定するもの）の備考欄第2項の改正規定並びに別表第2財務関係事務2-4契約の調達のうち消耗品、印刷製本、原材料、備品その他（管理者が指定するもの）の備考欄の改正規定及び物品の借入のうち管理者が指定するものの備考欄第3項の改正規定は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の水道局副局長等専決規程別表第2財務関係事務2-1支出決定の調達のうち消耗品、印刷製本、原材料、備品その他（管理者が指定するもの）の備考欄、請負（その他）のうち管理者が指定するもの及び修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）以外並びに管理者が指定するものの備考欄第2項並びに物品の借入のうち管理者が指定するものの備考欄第2項、別表第2財務関係事務2-3その他の物品の借入れ（支出を伴わないもの）（管理者が指定するもの）の備考欄第2項並びに別表第2財務関係事務2-4契約の調達のうち消耗品、印刷製本、原材料、備品その他（管理者が指定するもの）の備考欄及び物品の借入のうち管理者が指定するものの備考欄第3項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

神戸市監査委員告示第1号

包括外部監査人松谷 卓也の補助者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人松谷 卓也の監査の事務を補助する者について、次のとおり告示する。

令和7年4月3日

神戸市監査委員 細 川 明 子
同 大 澤 和 士
同 福 本 富 夫
同 菅 野 吉 記

監査の事務を補助する者の氏名	監査の事務を補助する者の住所	監査の事務を補助できる期間
大野 彰子	神戸市中央区八幡通4-1-37-1603	令和7年4月3日（木）から 令和8年3月31日（火）まで
鈴木 亮	芦屋市山手町3番32-201号	令和7年4月3日（木）から 令和8年3月31日（火）まで
中野 宗一郎	大阪市都島区善源寺町2丁目3番15号	令和7年4月3日（木）から 令和8年3月31日（火）まで
中村 健人	淡路市志筑1363-2バーゼル壱番館207号室	令和7年4月3日（木）から 令和8年3月31日（火）まで
三好 貴将	神戸市東灘区甲南町4丁目15番1-404号	令和7年4月3日（木）から 令和8年3月31日（火）まで
森川 拓	西宮市上甲東園2丁目16番12号	令和7年4月3日（木）から 令和8年3月31日（火）まで
吉田 皓	大阪府高槻市宮田町3丁目34-3	令和7年4月3日（木）から 令和8年3月31日（火）まで
道幸 尚志	芦屋市山手町33番21号	令和7年4月3日（木）から 令和8年3月31日（火）まで

神戸市監査委員告示第2号

包括外部監査人松谷 卓也の補助者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人松谷 卓也の監査の事務を補助する者について、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

神戸市監査委員	細川明子
同	大澤和士
同	福本富夫
同	菅野吉記

監査の事務を補助する者の氏名	監査の事務を補助する者の住所	監査の事務を補助できる期間
青木 志帆	神戸市中央区浜辺通 6-1-1-1718	令和7年4月8日（木）から 令和8年3月31日（火）まで